

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐和田都市計画及び真野都市計画下水道の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年10月22日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成25年11月21日（木）午後7時から

2 公聴会の開催場所

佐渡市中原234番地1

アミューズメント佐渡 2階研修室

3 事案の概要

佐和田都市計画及び真野都市計画下水道国府川流域下水道を佐渡市公共下水道に移管するため、これを廃止するもの。

4 素案の縦覧

新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課及び佐渡市上下水道課において、11月1日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

佐渡市の住民

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び佐渡市長宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

7 公述申出期限

平成25年11月1日（金）（必着のこと。）

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 佐渡市相川二町目浜町20番地1（〒952-1555）

新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0259-74-4040

(2) 佐渡市真野新町489番地（〒952-0318）

佐渡市上下水道課

電話 0259-55-3178

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する佐渡市決定の都市計画下水道の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べるることができる。